

「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024
協賛金等募集要領

(目的)

第1条 この要領は、「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024協賛金等募集要綱の第8条に基づき、協賛金等の募集に関し、必要な事項を定める。

(募集方法)

第2条 県内外の企業や団体、個人に対して、公式ウェブサイト等により広く募集する。

(協賛金等の内容)

第3条 協賛金等の内容は次の各号のとおりとする。

一 全体協賛（資金協賛）

文化祭の準備、運営に要する資金を対象とし、協賛区分及びその特典は、別表1のとおりとする。
なお協賛先は原則両文化祭とし、2（「清流の国ぎふ」文化祭2024）：1（清流の国ぎふ総文2024）の配分割合とする。なお1万円未満の端数が生じる場合は、「清流の国ぎふ」文化祭2024は切り捨て、清流の国ぎふ総文2024は切り上げることにする。

二 全体協賛（物品等協賛）

文化祭の準備、運営に要する物品等を、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会（以下、「国文祭実行委員会」という。）、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会（以下、「総文祭実行委員会」という。）に無償で提供又は貸与するものを対象とし、その協賛区分及び特典は、別表2のとおりとする。

三 部門協賛

全国高等学校総合文化祭開催基準規程第9条に規定する演劇等19部門（規定部門）及び、岐阜県が独自に開催する花いけバトル等3部門（協賛部門）（以下「部門」という。）の準備、運営に要する資金並びに物品等を総文祭実行委員会に無償で提供又は貸与するものを対象とし、協賛区分及びその特典は、別表3のとおりとする。

(協賛金等の申込み)

第4条 国文祭実行委員会及び総文祭実行委員会は、全体協賛（資金協賛）を行おうとする者に対し、全体協賛（資金協賛）申込書（別記第1号様式）の提出を依頼する。

2 国文祭実行委員会は、全体協賛（物品等協賛）を行おうとする者に対し、全体協賛（物品等協賛）申込書（別記第2号様式の1）を、総文祭実行委員会は全体協賛（物品等協賛）を行おうとする者に対し、全体協賛（物品等協賛）申込書（別記第2号様式の2）の提出を依頼する。

3 総文祭実行委員会は、部門協賛を行おうとする者に対し、部門協賛申込書（別記第3号様式）の提出を依頼する。

(協賛金の納付)

第5条 国文祭実行委員会及び総文祭実行委員会は、協賛金の申込者に対し、口座振込依頼書（別記第4号様式）により、指定口座への振込を依頼する。

2 国文祭実行委員会は、協賛金の申込者が領収書の発行を希望する場合、国文祭実行委員会は資金協賛領収書（別記第5号様式の1）を、総文祭実行委員会は、協賛金の申込者が領収書の発行を希望する場合、資金協賛領収書（別記第5号様式の2又は第5号様式の3）を発行する。

(物品等の受納)

第6条 国文祭実行委員会は、全体協賛（物品等協賛）の申込者に対し、国文祭実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。物品等協賛の申込者が希望する場合は、物品等協賛受領書（別記第6号様式の1）を発行する。

2 総文祭実行委員会は、全体協賛（物品等協賛）及び部門協賛（物品等協賛）の申込者に対し、総文祭実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。物品等協賛の申込者が希望する場合は、物品等協賛受領書（別記第6号様式の2又は第6号様式の3）を発行する。

(協賛金等申込書の不受理)

第7条 国文祭実行委員会及び総文祭実行委員会（以下「両実行委員会」という。）は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その申込書を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

一 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は国文祭、総文祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある場合

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合

三 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

四 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している場合

五 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している場合

六 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している場合

七 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合

八 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

九 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している場合

十 国文祭、総文祭の開催理念等の趣旨に反する場合や品位を損なうおそれがある場合、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合

十一 両実行委員会が協賛の申込みを受理することが不相当と判断する場合

2 両実行委員会は、協賛金等を納付又は納入した者（以下「協賛者」という。）が、納付後又は納入後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金等を返戻する。

（協賛者に対する謝意表明）

第8条 協賛者に対する謝意表明は、原則次の各号により行う。

- 一 協賛者の名称又は氏名の公表
- 二 感謝状等の贈呈

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

別表 1 : 全体協賛（資金協賛）

1 協賛区分

協賛①：500万円以上、協賛②：300万円以上、協賛③：100万円以上、協賛④：50万円以上

2 特典一覧

特典内容		協賛①	協賛②	協賛③	協賛④	宣伝広告の実施期間
「清流の国」ぎふ文化祭2024	1 公式ガイドブックへの 広告掲載(A5判、カラー)	2ページ	1ページ	1/2ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.11.24
	2 公式ウェブサイトへの バナー等掲載	大サイズ	中サイズ	小サイズ	協賛者名	掲載日 ~2024.12.31
	3 開会式会場でのPR ブース出展	○	○	—	—	—
	4 開閉会式へのご招待	○	○	○	○	—
	5 のぼり旗へのロゴ掲載	○	○	—	—	2024.10.14 ~2024.11.24
	6 文化祭協賛の呼称を 使用する権利	○	○	○	○	申込日 ~2024.12.31
	7 協賛ボードへの ロゴ等掲載	大サイズ	中サイズ	小サイズ	協賛者名	2024.10.14 ~2024.11.24
清流の国ぎふ総文2024	8 ガイドブックへの 広告掲載(A5判、カラー)	2ページ	1ページ	1/2ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.8.5
	9 総合プログラムへの 広告掲載(A4判、白黒)	2ページ	1ページ	1/2ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.8.5
	10 公式ウェブサイトへの バナー等掲載	大サイズ	中サイズ	小サイズ	協賛者名	掲載日 ~2024.12.31
	11 総合開会式会場での PRブース出展	○	○	—	—	—
	12 総合開会式へのご招待	○	○	○	○	—
	13 のぼり旗へのロゴ掲載	○	○	—	—	2024.7.31 ~2024.8.5
	14 文化祭協賛の呼称を 使用する権利	○	○	○	○	申込日 ~2024.12.31

・特典一覧の2、7、10の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。

なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。

・特典一覧の1、8、9の掲載順位は実行委員会が決定する。

別表 2 : 全体協賛 (物品等協賛)

1 協賛区分 (換算金額による区分)

協賛⑤ : 換算金額が 100 万円以上の物品等協賛

協賛⑥ : 換算金額が 50 万円以上 100 万円未満の物品等協賛

2 特典一覧

特典内容		協賛⑤	協賛⑥	宣伝広告の 実施期間
「清流の国」 ぎふ文化祭 2024	1 公式ガイドブックへの広告掲載 (A5判、カラー)	1 / 4 ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.11.24
	2 公式ウェブサイトへのバナー等掲載	小サイズ	協賛者名	掲載日 ~2024.12.31
	3 開会式会場でのPRブース出展	—	—	—
	4 開閉会式へのご招待	○	○	—
	5 のぼり旗へのロゴ掲載	—	—	2024.10.14 ~2024.11.24
	6 文化祭協賛の呼称を使用する権利	○	○	申込日 ~2024.12.31
	7 協賛ボードへのロゴ等掲載	小サイズ	協賛者名	2024.10.14 ~2024.11.24
清流の国ぎふ 総文 2024	8 ガイドブックへの広告掲載 (A5判、カラー)	1 / 4 ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.8.5
	9 総合プログラムへの広告掲載 (A4判、白黒)	1 / 4 ページ	協賛者名	冊子発行日 ~2024.8.5
	10 公式ウェブサイトへのバナー等掲載	小サイズ	協賛者名	掲載日 ~2024.12.31
	11 総合開会式会場でのPRブース出展	—	—	—
	12 総合開会式へのご招待	○	○	—
	13 のぼり旗へのロゴ掲載	—	—	2024.7.31 ~2024.8.5
	14 文化祭協賛の呼称を使用する権利	○	○	申込日 ~2024.12.31

・特典一覧の 2、7、10 の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。

・特典一覧の 1、8、9 の掲載順位は実行委員会が決定する。

別表3：部門協賛

1 協賛区分

○資金協賛

協賛⑦：10万円以上、協賛⑧：5万円以上、協賛⑨：2万円以上、協賛⑩：1万円以上

協賛⑪：1万円未満

○物品等協賛

協賛⑫：物品等協賛

2 特典一覧

特典内容		協賛⑦	協賛⑧	協賛⑨	協賛⑩	協賛⑪	協賛⑫	宣伝広告の実施期間
清流の国ぎふ総文2024	1 部門プログラムへの広告掲載 (A4判、白黒)	1ページ	1/2ページ	1/4ページ	1/8ページ	—	金額換算により 資金協賛と同等	冊子発行日 ~2024.8.5
	2 総合プログラムへの協賛者名掲載 (A4判、白黒)	小サイズ	小サイズ	小サイズ	小サイズ	小サイズ		冊子発行日 ~2024.8.5
	3 公式ウェブサイトへの協賛者名掲載	小サイズ	小サイズ	小サイズ	小サイズ	小サイズ		掲載日 ~2024.12.31
	4 部門会場でのPRブースの設置	○	○	○	○	○		—
	5 文化祭協賛の呼称を使用する権利	○	○	○	○	○		申込日 ~2024.12.31

・特典一覧の3の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。

なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。

・特典一覧の1、2の掲載順位は実行委員会が決定する。